

令和4年度第6回佐倉市指定管理者審査委員会会議記録

日時	令和5年2月6日（月）午前11時00分～13時30分	
場所	佐倉市役所議会棟1階会議室	
出席委員	八木直人委員長、櫻田孝副委員長、菅原優輔委員、室谷利子委員、吉光孝一委員	
事務局	資産経営課	小菅部長、渡部課長、橋本副主幹、金田主任主事
傍聴人	0人	
議題	現地見学の取扱いについて[公開]	

現地見学の取扱いについて

- ・今後、現地見学を原則として公開で行うか非公開で行うか、現地でのやり取りの記録を作成・公表するかどうかについて委員会で決定する。
- ・事務局より「佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱」と「佐倉市情報公開条例解釈運用基準」の改正について説明を行った。

<質疑・意見等>

（○：質疑 ◎：意見 →：回答）

- ◎審査委員会が審査の必要性から施設所管課と意見交換の場を設けたいと決定した場合は、会議に準じた対応が求められることになると思う。
- ◎現場職員と意見交換をした結果、委員会の方向性が変わるのであれば会議に準じた取扱いが必要になるのではないかな。
- ◎原則調査への参加を可として、必要に応じて委員会の議決でその可否を決めるのが望ましい。情報公開条例の趣旨に沿えばできる限り公開する方が良い。ただし、個人情報保護との関係を考える必要はある。
- 「会議」の定義について、意思決定をすることが要件の1つとされているが、意見交換のみの場合は「会議」となるのか。

→意見交換のみの場合は会議とはならない。しかし、その場で結論が出ないとしても次回以降の会議で行う意思決定のために行う意見交換であればそれも会議として扱う。

○傍聴の可否について、会議として位置付ける以前にも基本的に傍聴者を募っていたと理解しているがどうか。

→会議として位置付ける平成 30 年度以前は傍聴者を募っていない。

○「調査」の定義とは。

→一般的に使われる調査と同じ意味で、審査のために必要な情報を調べることや事実確認というような意味。

位置づけとしては、「佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 15 条」より市長の諮問に応じて審査委員会が行う「調査」という位置づけとなる。

○「佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 15 条」には調査と審議という言葉があるが、ここに書かれている審議というのが会議に該当するということか。

→審議と会議は別の言葉であり、会議は意思決定を必要とする。

◎調査という言葉は範囲が広いので、強制力の有無など範囲を決めておくほうが良いのではないか。調査というと厳しいイメージがある。

○いままでの現地見学と異なる点は。

→会議でなくなったため、条例等による取扱いの規定がなくなった。

具体的に今後どのように行っていくかは今回の委員会で決まることになる。

○市長の諮問の中に「調査をすること」という文言は入ってこないのか。

→「調査をすること」という文言は入らず、現在の「指定管理者候補者の選定に係る審査について、諮問します。」という文言はそのままとなる。

○調査結果はどのように報告するのか。

→調査結果について特段報告が求められるわけではないが、要録の作成等については委員会で決定することになる。

現地見学を行ったことについては、答申の中の審査経過のところで記載予定。

◎現場職員との意見交換というより、施設を見に行くという位置づけにしないと複数応募があった場合に矛盾が生じてしまう。

◎現地見学というのは委員の学習の場だと考えている。委員が見るのは、今後佐倉市のために申請者がその施設をどう上手く運営できるかという点である。そのためにも施設の内容をよく知った上で審査するべき。

○どのように現地見学を行うか規定されたものはあるか。
→そういった規定はない。

公開・非公開について

◎櫻田委員：原則公開

会議として位置づけられなくなったため公開はしないというのも一つの考え方だが、隠し事があるわけではないので公開を前提としてもいいのではないかと思う。ただし、プライバシーについては十分留意する必要があるので、個別に整理する必要がある。

◎室谷委員：原則非公開

調査というと、第三者が入って良いのかという問題がある。単に見学であれば構わないと思うが、審査に必要な情報を調べるということで、例えば帳簿書類などを見ることがあるならば傍聴者は入れない方が良い。調査であれば事後報告で良いと考える。

◎菅原委員：原則公開

調査の定義をした方が良いと考える。調査の形態によって場合分けをし、非公開になるパターンを整理すると良いのではないか。見学をして情報を得るということであれば、原則公開として、プライバシー情報など不開示情報を含む場合は限定的に非公開とするのが望ましいと考える。

◎吉光委員：原則非公開

現地見学の位置づけとしては、細かい調査をするということではなく、いろいろな分野の施設を審査するために学習し、その次の会議においてしっかり審議するということが良いのではないか。基本的には公開する必要はないと考える。

◎八木委員長：原則非公開

調査という言葉の明確化について、細かく分けていくと事前に決めるのが難しいところが出てくるのではないかと。現地見学は審議や意見交換を行う前段階のようなもので、それを公開するということが馴染むのか難しい。公開はしなくてもいいのではないかと考える。

原則非公開とすることで決定。今回は暫定的に方針を決めたということであり、今回の決定がいつまで効果を持つか具体的な期間は決めないが、委員会の中で再確認をしていくこととする。

次回行う児童センター・学童施設の現地見学の取扱いについて

◎菅原委員

会議でなく調査であるため、複数回実施できるということだが、回ごとに公開と非公開を分けることは委員会で決定すれば可能であり、利用者がいる時間帯に見学したい人はその時間帯に見学をし、そうでない人は利用者がいない時間に公開で行うこともできるのではないかと。

場合分けとして、同じ日程の中で利用者のいない時間帯に見る施設を公開、利用者がいる時間帯に見る施設を非公開というように分けるか、日程を公開の日と非公開の日で分けて行うこともできるのではないかと。

◎櫻田委員

場合分けは行わず、どちらかに統一すれば良いのではないかと。

◎室谷委員

非公開の方が良いと考える。

◎吉光委員

非公開と決めたのであればそれで通すべき。

◎八木委員長

委員会の行動を見るという趣旨での公開ということなので、見学する施設によって変える必要はないのではないかと。原則非公開ということになったので、非公開で良いと考える。

児童センター・学童施設の現地見学は非公開で行う。

◎菅原委員

非公開と決めたら別の日程で参加したとしても適用されるのか。委員会で決定すれば、委員によって個別の運用が可能か決めることができるのではないかな。

個別の運用を認めるか否か

◎櫻田委員：不採用

委員会としての姿勢を決めておいて、例外的に個別案件を認めるということになるとダブルスタンダードになってしまうのではないかな。

◎室谷委員：不採用

委員会として統一した方が良い。

◎吉光委員：不採用

委員会の決定を重視したい。

◎八木委員長：不採用

委員会の統一意見としたい。

個別の運用は認めないこととする。

◎菅原委員

我々の判断の基礎となる事実についてもできる限り公開したい。透明性を確保し、我々の行動を見てもらうということも大事なことだと考えている。諮問書を見ると、所管課も非公開にしてほしいということまでは書いておらず、積極的に非公開にする理由はないのではないかと考える。

議事録の作成と公表について

◎八木委員長

会話に基づく質疑応答の議事録と行動を記録した実施要録は別のものだと思う。そこを分けて議論したい。

◎櫻田委員

質疑応答を含めて作成すべきであり、これまで同様公表すべき。

◎菅原委員

個別ヒアリングと同様の扱いで良いのではないかと。実施要録についても質疑応答の議事録についても両方作成した方がよい。開示請求があれば不開示情報でない限り公開せざるをえない。公開と公表は分けて考える必要があるが、公開しないということにならないのであれば、そのまま公表して良いのではないかと。

◎室谷委員

今まで同様に、実施したことがわかるように作成は必要である。公表については、概要だけ公表して、議事録は開示請求があった時だけで良いのではないかと。

◎吉光委員

実施内容の報告だけで良いのではないかと。議事録とするのであれば見学の後に施設長も含めた会議を行う必要があるのではないかと。したがって、議事録まで作成する必要はないと考える。公表については、まだ応募していない相手との意見交換を公表する必要があるのか疑問。あくまで委員の勉強会だと考えているので、実施した結果のみでよいのではないかと。

◎八木委員長

従来と同様、ポイントをピックアップしたものを作成していただきたい。公表については、実施の概要のようなもので構わないのではないかと考える。

◎菅原委員

委員の問題意識を現行事業者だけが知ることになり、現行事業者が有利という印象を持たれてしまう可能性があるのではないかと。

◎吉光委員

質問内容については全般的な内容で、どの法人も同じく持っているような課題について実際に確認するということに留めるということであり、必ずしも現行事業者有利ということではないと考える。

◎菅原委員

中身がどうかという話ではなく、公表しないことにより、現行事業者が有利という印象を持たれてしまう懸念があり、それを払拭したい。また、質問の内容で委員がどのようなことに關心を持っているということがわかるので、申請書類に反映させることが考えられる。そういう意味では委員は大事な立場で

ある。

◎八木委員長

逆に、我々の会話が記録されないバイアスも生じてしまう。移動しながら聞こえた範囲でのメモから作成するため、記録としては不安定な要素もある。

◎菅原委員

議事録の精度と公表するかどうかは別の話である。完成度を上げていく必要があり、そのための方法を考えることは大事なことである。また、予めメモを書き起こしたものであり、完全ではないということをお知らせしておいた方が良く考える。

◎八木委員長

質問内容の情報が公表されない場合、事業者に対して有利不利が生じるのではないかという論点が出されたが、これを踏まえて再度ご意見をいただきたい。

◎櫻田委員

求められれば公開する案件であるし、議事録も公表すべき。

◎菅原委員

公表すべき。

◎室谷委員

議事録までの公表はせず、概要だけで良いと考える。

◎吉光委員

質問する相手が施設長であったり職員であったりする中で、その回答に対して確認をとったのかということもあるし、公表を前提とするならば見学の最後に質問と回答について確認をとる必要があると考える。そこまでするのであれば公表しても良いが、基本的に公表はしなくて良いと考える。

◎八木委員長

議事録の内容が質問を聞き取れた部分の抜粋であり、揺れが大きいものになってしまうため、基本的に公表ではなく概要で良いのではないかと考える。

議事録の公表はなし、概要のみの公開とする。

以上